



三木市公共施設
再配置方針(案)

Q検索

市ホームページから公共施設再配置方針(案)がご覧いただけます。

公共施設再配置方針(案)の説明会

- ▼対象者 市民など(定員90名)
※定員を超えた場合は、同日午後3時から同内容で開催
- ▼開催日時 11月8日(日)午後1時から
- ▼開催場所 市民活動センター大会議室
- ▼申込み ☎82-2000内線2458又は、✉zaisei@city.miki.lg.jp
- ▼その他 新型コロナウイルス感染防止のため事前申込が必要です。氏名、日中の連絡先電話番号をお知らせください。

この方針に基づいて、各施設の具体的な取組を示す再配置計画を、年度中に策定する予定です。再配置方針(案)（一部抜粋）は表3のとおりです。詳細は、市ホームページや市役所3階情報公開コーナーでご覧いただけます。また、説明会を開催しますので参加してください。

表3 公共施設再配置方針(案)に示す施設の方向性(一部抜粋)

対象期間	今後の方向性
短期 2021年度～2029年度	●他施設を複合化・…・1施設 中央公民館
	●他施設に機能を集約化し、当該建物は廃止・…・9施設 市民体育館、勤労者体育センター、吉川体育館、吉川町公民館貸潮分館、学校再編により廃校となる小中学校(5施設)
	●他施設に機能を複合化し、当該建物は廃止・…・5施設 市民活動センター、高齢者福祉センター、まなびの郷みずほ、口吉川アフタースクール、よかわアフタースクール
	●廃止・…・7施設 みの川会館、幼保一体化計画で廃止となっている幼稚園・保育所(6施設)
	●廃止あるいは民間へ譲渡・…・30施設 地区に管理委託している施設や用途廃止している施設など
	●民間へ譲渡・…・2施設
中長期 2030年度～2059年度	●他施設に機能を集約化し、当該建物は廃止・…・5施設
	●他施設に機能を複合化し、当該建物は廃止・…・1施設
	●廃止・…・2施設

●今後も使用を続ける施設は、日常点検や定期的改修を行い、施設の長寿命化を進めます。
○○集約化：同じサービスを複数の施設を1つの施設にまとめる
○○複合化：異なるサービスを複数の施設を1つの施設にまとめる
※○○施設ごとの詳細については、市ホームページから「三木市公共施設再配置方針(案)」をご覧ください。

問・提出
(市)財政課 公共施設マネジメント係
✉publiccomment@city.miki.lg.jp
☎82-9755

問い合わせ
市民の皆さまのご意見を募集

▼期間
10月1日(木)～11月10日(火)

▼意見の提出方法
公表場所にある意見提出用紙に、

住所、氏名、電話番号、案の名称「公

共施設再配置方針(案)」、意見を記

載の上、財政課の窓口、市民の声の

箱へ投函(吉川支所、各市立公民館

などに設置)、郵送、FAX、メール、

で提出してください。

▼公表場所
市役所 3階情報公開コーナー、

4階財政課、吉川支所、各市立

公民館、市ホームページ

その他

いたいたい意見は、市の見解とど

もにホームページなどに一定期間公

表します(氏名などは非公表)。なお、

意見に対して、個々に回答はしませ

ん。

シリーズ 次世代のために考える 公共施設

～④公共施設の再配置方針(案)を作成しました～

施設ごとの再配置に係る今後の方向性と対策
(継続、集約化、複合化、譲渡、廃止など)の
基本方針を示します。

広報みきでは、昨年度10月号で
1970～80年代にかけて整備し
た公共施設が、今後一斉に老朽化す
ること、12月号で少子高齢化がすす
むことで、社会保障費の支出が増加
し、公共施設の更新費用の確保が課
題であること、2月号で現在ある施
設をそのまま維持するには更新費用
が不足することを紹介しました(表
1)。

目標は延床面積35%縮減

現在ある施設をどの程度縮減すれば、将来の不足額を解消できるのか
試算したところ、今後40年間で施設
の延床面積を35%縮減することで、
更新費用が11億円縮減されるという
結果になりました。加えて、面積縮
減に伴い施設の光熱水費や修繕費な
どの維持管理費用が3.7億円減少
し、廃止した施設の土地を売却する
ことにより2.1億円の収入が見込
れます。

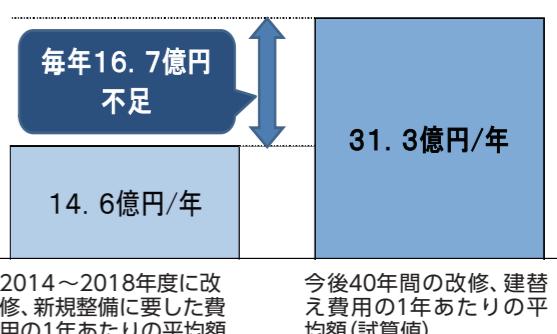
これらを今後必要な更新費用に充
てることにより、財源の不足額を賄
えることになります(表2)。

表2 財源不足を賄う費用の内訳



※②、③、④それぞれの額は、千万円未満四捨五入して
いるため、これらの合計額は①の額と一致しません

表1 今後40年間の更新費用の年平均額と
過去5年間の更新費用の年平均額



ため、縮減面積35%を目標として、公
共施設の再配置を進めます。

公共施設再配置方針(案)策定

本市では、2016年度に策定し
た「三木市公共施設等総合管理計画」
に基づき、将来の人口規模や市民
ニーズに合った適正規模・適正配置
を進めるため、公共施設の「質」、
「量」、「コスト」の適正化をめざす、
「公共施設再配置方針(案)」を策定し
ました。この方針は、公共施設の利
用状況や経費、建物の劣化状況など
の情報を基に施設サービスを評価
し、施設ごとの再配置に係る今後の
方向性と対策、継続、集約化、複合化、
譲渡、廃止などの基本方針を示すも
のです。

公共施設再配置の基本方針

【質の適正化】

- ⑥市民ニーズに適合したサービスの提供
- ⑥計画的な改修による安全性の確保と利便性の向上

【ユニバーサルデザインの推進】

- ⑥人口規模、財政状況に見合った保有量まで縮減 40年間で延床面積の35%縮減

【コストの適正化】

- ⑥施設の集約化、複合化、建替え時の減築

【コストの適正化】

- ⑥施設の長寿命化による更新費用の縮減と財政負担の平準化

【効率的な施設管理運営、民間活用の推進】

- ⑥未利用財産の売却、貸付などによる更新費用の確保